

再意見書

平成 23年 3月 4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 108-0023

(ふりがな) と う き ょ う と し ば う ら よ ん ち ょ う め ぼ ん ち ち ゴ う
住 所 東京都港区芝浦四丁目2番地8号

す み と も ふ ど う さ ん み た つ い ん び る ひ が し か ん かい
住友不動産三田ツインビル東館11階

(ふりがな) か ぶ し き が い し ゃ ゆ ー こ む
氏 名 株式会社UCOM

だ い ひ ょ う と り し ま り や く し ゃ ち ょ う す ず き た か ひ ろ
代表取締役社長 鈴木 孝博

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条および接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

1. 加入光ファイバの接続料算定の在り方について

(1) 将来原価方式の採用

接続料算定方法については、算定期間・需要予測・耐用年数それぞれについて妥当であると考えられます。これまでも将来原価方式で算定されており、算定期間が事業者の予見可能性に配慮した3年間であること、成長率が鈍化している上に極端な需要変化が起こりにくいこと、第三者機関が算定した耐用年数が用いられていることが理由として挙げられます。

ただし、将来原価方式は将来の需要予測に基づいて原価を算出するため、適正な需要予測精度や、原価の算定根拠に関する開示項目の透明性については、適切に担保されるべきであると考えます。

(2) シェアドアクセス方式の1分岐単位接続料の設定

シェアドアクセス方式は、戸建や小規模集合住宅或いは SOHO・中小企業など、これまで経済的合理性の観点から光ファイバの提供が困難であったユーザに対しても、提供が可能となる接続形態であると認識しております。

今回議論されております OSU の共用による 1 分岐単位接続については、OSU を事業者間で共用することによってサービスの均一化を招く可能性を否定できません。また、設備の管理および運用面において現状水準の体制を維持構築することは困難であると思われれます。

従って、弊社は今回の NTT 東西殿が申請されたとおり、1分岐単位接続料の設定は行わず、OSU 専用によるシェアドアクセス方式が適当であると考えます。

2. 乖離額調整制度について

実際の前原価と接続料に乖離が生じた場合には、NTT 東西殿だけに負担を強いるだけでなく、サービスを楽しんでいる各事業者においても公平な負担を検討すべきと考えます。また、NTT 東西殿の利用部門が最大の利用者であることから、コスト削減のインセンティブが働かなくなる可能性は小さいといえます。

一方、利用者料金の設定は接続料に基づいて行われており、大幅な乖離額調整により事業者の予見性に影響を及ぼすことは避けるべきです。

以上により、事業者の予見可能性を担保するため、許容可能な 1 回線あたりの最大乖離額の設定や激変緩和措置の導入の検討を議論すべきと考えます。

以上